

加東市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査（10月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和3年11月25日

加東市監査委員 高 橋 優  
加東市監査委員 小 西 勝 之  
加東市監査委員 壺 井 弘 次

# 令和3年度定期監査（10月期）結果及び意見

## 総括

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和3年10月28日において、令和3年度10月期（令和3年4月1日から令和3年9月30日まで）における、滝野東小学校、社中学校の事務事業の執行について、同法第2条第14項及び第15項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の6点に重点をおいた。

- (1) 事務事業が計画的に進められているかどうか。
- (2) 事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- (3) 人的配置は、適正に行われているかどうか。
- (4) 施設使用許可及び使用料徴収事務は、適切に行われているかどうか。
- (5) 教材費等の徴収事務は、適正に行われているかどうか。
- (6) 備品管理は、適正に行われているかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和3年度10月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

## 【滝野東小学校（教育総務課）】

### 1 監査の結果

職員は、校長、教頭、教諭等職員及び養護教諭 27 名、フルタイム再任用職員 1 名、臨時講師及び任期付講師 7 名、会計年度任用職員 4 名、パートタイム会計年度任用職員 12 名の合計 51 名である。

滝野東小学校は「こころ豊かにたくましく生きる滝っ子の育成」を学校教育目標として教育活動に取り組んでいる。また、「算数のおもしろさに気付く子の育成」を研究主題に、自分なりの数学的表現をもち、伝え合う授業づくりを行っている。

令和3年9月末現在の児童数は、次のとおりである。

(単位：クラス/人)

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支 援学級	合計	
学級数	3	3	3	2	2	3	4	20	
児 童 数	男	38	33	48	27	40	32	16	234
	女	51	39	46	27	39	53	5	260
	計	89	72	94	54	79	85	21	494

事務分掌については職員の人数の多さから、特に教科において、複数人で1つの教科を担当し、担当者同士で相談しあう組織体制をつくっているとの説明があった。

理科室の備品について、前回監査時（平成 26 年度）以降に購入した備品を抽出し、現物と備品台帳の突合を行ったところ、すべて一致していた。

学校徴収金について現金出納簿を確認したところ、領収書等と出納簿の数字に誤りはなかった。

## 2 意見

事務分掌について、教科のみならず、事務に対しては1人ではなく、原則複数人で対応することでより誤りを防ぐことができるので、今後も組織体制づくりに努めていただきたい。

加東市では1万円以上を備品として管理することになっているが、台帳に記載している1万円以下の備品については、消耗品として取扱うことで、備品管理の手間を省くようにしていただきたい。

学校徴収金について、現金出納簿は預金通帳と同様の内容のみ記載されており、口座からの出金日と実際の領収日に差があるものが見られた。手元の現金に係る出納簿を作成し、預金通帳と突合させることでしっかりと管理をしていただきたい。

### 【社中学校（教育総務課）】

#### 1 監査の結果

職員は、校長、教頭、教諭等職員 27 名、臨時講師 7 名、パートタイム会計年度任用職員 11 名の合計 45 名である。

社中学校は、「向上心 夢を抱き自ら学ぶ心優しくたくましい生徒の育成」を学校教育目標として教育活動に取り組んでいる。また、学校不適応防止の取組として、社小学校と合同での取組を令和 3 年度から 3 年間にかけて行っている。

令和 3 年 9 月末現在の生徒数は、次のとおりである。

(単位：クラス/人)

学 年	1 年	2 年	3 年	特別支援 学級	合計	
学級数	4	4	4	2	14	
生徒 数	男	71	64	67	8	210
	女	68	64	75	1	208
	計	139	128	142	9	418

美術室の備品について、現物と備品台帳の突合を行ったところ、一部古い台帳に基づいた備品シールのままであるものがあった。

学校徴収金について現金出納簿を確認したところ、領収書等と出納簿の数字に誤りはなかった。

## 2 意 見

備品シールについて、数量が多く、順次貼り換えているということなので、引き続き計画的に進めていただきたい。また、イス等の1台当たり1万円以下の備品については、消耗品として取扱うことで、備品管理の手間を省くようにしていただきたい。

学校徴収金について、口座からの出金日と領収日に差があり、職員が立替又は現金を一定期間所持している状態が考えられる。精算忘れ等の誤りを起こさないために、手元の現金に係る出納簿を作成し、預金通帳と突合させることでしっかりと管理をしていただきたい。また、返金に関する領収書等の根拠資料が添付されていないため、事実の分かる書類を残していただきたい。

予算について現段階では執行率が低いものが多く、年度後半に支払が集中するものと思われる。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止又は縮小した事業もあることから、年度末には忘れず補正処理をしていただきたい。

令和7年度に社地域の小中一貫校が開校予定であり、中学校は仕上げの重要な3年間を担うため、社地域小中一貫教育重点施策等に沿って、より一層ご尽力いただきたい。